

福祉サービス第三者評価結果

①第三者評価機関

社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会

②評価対象事業所

名称：山崎北保育園	種別：保育所
代表者氏名：園長 久保 美佐子	定員(利用者数)：230名 (222名)
所在地：和歌山県岩出市金池354-1	TEL：0736-62-0732

③訪問調査日 平成27年3月13日

④総評

◇特に評価の高い点

- ・保育園をとりまく制度や保育、地域活動、職員の資質向上、施設整備、資金等の現況を分析して課題を明らかにし改善へと取り組むことを示した中・長期計画が作成され、それを反映した各年度の事業計画が作成されている。
- ・管理者は保育の質の向上に意欲をもち、その取り組みに指導力を発揮している。
- ・職員は一人ひとりの子どもを大切に、心身ともにたくましく心豊かな子どもを育てることを念頭に置いて、子どもの目線に立った保育を心掛けている。
- ・保育に関連する各種のマニュアル類が広範に作成され、職員に周知されている。
- ・子どもの安全を確保するため安全管理や衛生管理、事故防止などの多様なマニュアル類が作成され、ヒヤリハット事例の検討や遊具等の安全チェックも行われている。また、災害に備えて地震・津波防災マニュアルを整備し、毎月火事や地震を想定した避難訓練を実施している。
- ・地域の福祉・子育てニーズを把握し、0歳児保育や子育て支援事業、一時預かりなどを実施している。
- ・児童票などによりアセスメントを行い、児童の成長別に長期・短期のサービス実施計画が作成され、詳細な観察の基に見直されている。また、子どもの記録が詳細になされ、管理も適切におこなわれている。
- ・子ども達には様々な体験が出来るよう、地域社会資源を利用した取り組みがなされている。

◇改善を求められる点

1. 組織としての職員の教育・研修に関する基本姿勢の明示を期待したい。
2. 更なる職員の資質向上を目指し、保育士が自らの保育実践に対する自己評価の実施と、それを踏まえた園の自己評価の定期的な実施及び、課題についての改善への取り組みを期待したい。
3. 人事考課の継続的な実施を期待したい。

⑤第三者評価結果に対する事業所のコメント

保育園としての課題を細かく分析し職員全員で取り決めた事が山崎北保育園の大きな力になりました。
今後もしっかりと事業計画を立て、運営・保育が出来るように努力をしていきたいと考えています。

⑥各評価項目にかかる第三者評価結果と評価理由(別紙)

第三者評価・共通基準(山崎北保育園)

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
------	-----------------	-------

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。

I-1-(1)-① 理念が明文化されている。

【判断基準】

- a) 法人・保育所の理念、保育理念を明文化しており、法人と保育所の使命・役割を反映している。
- b) 法人・保育所の理念、保育理念を明文化しているが、法人と保育所の使命・役割の反映が十分ではない。
- c) 法人・保育所の理念、保育理念を明文化していない。

a

法人・保育所の理念が明文化されており、その理念から保育所の使命や考え方を読み取ることが出来る。

I-1-(1)-② 理念に基づく基本方針が明文化されている。

【判断基準】

- a) 法人・保育所の理念・保育理念に基づく基本方針を明文化しており、その内容が適切である。
- b) 法人・保育所の理念・保育理念に基づく基本方針を明文化しているが、その内容が十分ではない。
- c) 法人・保育所の理念・保育理念に基づく基本方針を明文化していない。

a

法人・保育所の理念に基づく基本方針(保育方針・保育目標)が明文化されており、職員の行動規範となるような内容で、園のしおりやパンフレット、事業計画などに記載している。また、玄関の入り口にも掲示されている。

第三者評価・共通基準(山崎北保育園)

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
I-1-(2) 理念や基本方針が周知されている。		
<p>I-1-(2)-① 理念や基本方針が職員に周知されている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 法人・保育所の理念、保育理念や基本方針を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。</p> <p>b) 法人・保育所の理念、保育理念や基本方針を職員に配布しているが、理解を促すための取組が十分ではない。</p> <p>c) 法人・保育所の理念、保育理念や基本方針を職員に配布していない。</p>	a	理念や基本方針を職員に周知徹底を図るため、朝礼等で声を出して唱え理解を促すようにしている。
<p>I-1-(2)-② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 法人・保育所の理念、保育理念や基本方針を保護者や地域の住民、関係機関等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。</p> <p>b) 法人・保育所の理念、保育理念や基本方針を保護者や地域の住民、関係機関等に配布しているが、理解を促すための取組が十分ではない。</p> <p>c) 法人・保育所の理念、保育理念や基本方針を保護者や地域の住民、関係機関等に配布していない。</p>	a	保護者には理念と基本方針を記載した入所時の説明書や保育園のしおり、パンフレットを配布し、理念と基本方針を周知してもらうようにしており、園の玄関にも同文を掲げている。また、岩出市役所にもパンフレットを置いてもらっている。

第三者評価・共通基準(山崎北保育園)

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
I-2 事業計画の策定		
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
<p>I-2-(1)-① 中・長期計画が策定されている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 経営や保育・保育サービスに関する、中・長期計画及び中・長期の収支計画を策定している。</p> <p>b) 経営や保育・保育サービスに関する、中・長期の計画を策定している。</p> <p>c) 経営や保育・保育サービスに関する、中・長期計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。</p>	a	法人・園の経営や保育内容、職員の資質向上・処遇、施設整備、地域活動等の現状を分析して課題を明らかにし、解決に向け取り組むことを示した中・長期計画が作成されている。
<p>I-2-(1)-② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 各年度の事業計画は、中・長期計画の内容及び中・長期の収支計画の内容を反映して策定されている。</p> <p>b) 各年度の事業計画は、中・長期計画の内容または中・長期の収支計画の内容のどちらかのみを反映させている。</p> <p>c) 各年度の事業計画は、中・長期計画の内容も中・長期の収支計画の内容も反映していない。</p>	a	各年度の事業計画は施設改修、子育て支援、収支計画等中・長期計画を反映して作成されている。

第三者評価・共通基準(山崎北保育園)

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
I-2-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
<p>I-2-(2)-① 事業計画の策定が組織的に行われている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 各計画が、職員等の参画のもとで策定されるとともに、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。</p> <p>b) 各計画が、職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われていない。</p> <p>c) 各計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。</p>	a	各計画は職員の参画の下に作成されており、実施状況の把握や次年度に向けての分析が行われている。
I-2-(2)-② 事業計画が職員に周知されている。		
<p>I-2-(2)-② 事業計画が職員に周知されている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 事業計画を職員に配布して周知をはかるとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。</p> <p>b) 事業計画を職員に配布して周知をはかっているが、理解を促すための取組が十分ではない。</p> <p>c) 事業計画を職員に配布していない。</p>	a	事業計画は職員に配布しており、会議等で周知している。
I-2-(2)-③ 事業計画が利用者等に周知されている。		
<p>I-2-(2)-③ 事業計画が利用者等に周知されている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 各計画を保護者等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。</p> <p>b) 各計画を保護者等に配布しているが、理解を促すための取組が十分ではない。</p> <p>c) 各計画を保護者等に配布していない。</p>	a	保護者には事業計画(行事計画)を配布し、また月毎の園便りによっても周知するようにしている。

第三者評価・共通基準(山崎北保育園)

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
I-3 管理者の責任とリーダーシップ		
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
<p>I-3-(1)-① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。</p> <p>b) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。</p> <p>c) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。</p>	a	施設長は保育園の社会的役割や責任を遂行するため、専門性の向上に努め、質の高い保育や効率的な運営が出来るよう努力している。また災害や事故など有事における施設長の役割を明確化している。
<p>I-3-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。</p> <p>b) 施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。</p> <p>c) 施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。</p>	a	施設長は保育に係る法令の一覧リストを作成し、法令の概略を記載し正しく理解するための積極的な取組を行っている。

第三者評価・共通基準(山崎北保育園)

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
<p>I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。</p> <p><u>I-3-(2)-① 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。</u></p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 施設長は、保育の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。</p> <p>b) 施設長は、保育の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。</p> <p>c) 施設長は、保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。</p>	a	施設長は保育の質の向上に意欲をもち、会議時や、職員から質の向上に関するアンケートを年2回実施し、職員の意見を取り入れて質の向上に取り組んでいる。
<p><u>I-3-(2)-② 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。</u></p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に十分な指導力を発揮している。</p> <p>b) 施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。</p> <p>c) 施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組について指導力を発揮していない。</p>	a	施設長は園の経常収支差額の分析等を通じて、経営や業務の効率化の取り組みに指導力を発揮している。

第三者評価・共通基準(山崎北保育園)

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
<p>Ⅱ 組織の運営管理</p>		
<p>Ⅱ-1 経営状況の把握</p>		
<p>Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。</p>		
<p>Ⅱ-1-(1)-① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 事業経営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行っている。</p> <p>b) 事業経営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行っているが、十分ではない。</p> <p>c) 事業経営をとりまく環境を把握するための取組を行っていない。</p>	<p>a</p>	<p>厚生労働省など国の行政機関や民間保育団体、市役所などから保育所をとりまく環境・動向を把握し、市内の保育状況などから園が位置する地域の子どもの年齢別の数の増減や特徴などを把握している。</p>
<p>Ⅱ-1-(1)-② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 経営状況を分析して課題を発見するとともに、改善に向けた取組を行っている。</p> <p>b) 経営状況を分析して課題を発見する取組を行っているが、改善に向けた取組を行っていない。</p> <p>c) 経営状況を分析して課題を発見する取組を行っていない。</p>	<p>a</p>	<p>毎月試算表を見て経常活動収支差額により経営状況を把握し、改善すべき課題に取り組むようにしている。</p>
<p>Ⅱ-1-(1)-③ 外部監査が実施されている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 外部監査を実施しており、その結果に基づいた経営改善を実施している。</p> <p>b) 外部監査を実施しているが、その結果に基づいた経営改善が十分ではない。</p> <p>c) 外部監査を実施していない。</p>	<p>c</p>	<p>外部監査は行われていない。</p>

第三者評価・共通基準(山崎北保育園)

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
Ⅱ-2 人材の確保・養成		
Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。		
<p>Ⅱ-2-(1)-① 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 目標とする保育の質を確保するための、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しており、それに基づいた人事管理が実施されている。</p> <p>b) 目標とする保育の質を確保するための、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しているが、それに基づいた人事管理が十分ではない。</p> <p>c) 目標とする保育の質を確保するための、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立していない。</p>	a	<p>人員体制について「保育士の階層的役割と研修計画」を表化しており、それに基づき人事管理が行われている。</p>
<p>Ⅱ-2-(1)-② 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 客観的な基準に基づき、定期的な人事考課を実施している。</p> <p>b) 定期的な人事考課を実施しているが、客観的な基準に基づいて行われていない。</p> <p>c) 定期的な人事考課を実施していない。</p>	a	<p>職員の「能力行動評価シート」に基づき、客観的な人事考課が行われている。</p>

第三者評価・共通基準(山崎北保育園)

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
<p>II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。</p> <p>II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築されている。</p> <p>b) 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。</p> <p>c) 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。</p>	a	<p>年休の消化率や時間外労働のデータのチェックを行っており、年2回のアンケートでも就労についての意向を把握し必要があれば改善している。</p>
<p>II-2-(2)-② 職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 職員の福利厚生や健康を維持するための取組を実施している。</p> <p>b) 職員の福利厚生や健康を維持するための取組を実施しているが、十分ではない。</p> <p>c) 職員の福利厚生や健康を維持するための取組を実施していない。</p>	a	<p>職員の福利厚生のため慶弔規定を定めている。また職員の健康診断や予防接種を実施している。なお職員の悩みを看護師に相談することができ、特定のホテルの会員券を配ったり、歓送迎会や親睦会実施費用の半額負担等、福利厚生や健康を維持するための取り組みがなされている。</p>

第三者評価・共通基準(山崎北保育園)

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
<p>Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p> <p>Ⅱ-2-(3)-① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢・研修体制が明示されている。</p> <p>b) 組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢・研修体制が明示されているが、十分ではない。</p> <p>c) 組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢・研修体制が明示されていない。</p>	b	組織としての職員の教育・研修の基本姿勢の明示が十分とは言えない。
<p>Ⅱ-2-(3)-② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 職員一人ひとりについて、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定され、計画に基づいた具体的な取組が行われている。</p> <p>b) 職員一人ひとりについて、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定されているが、計画に基づいた具体的な取組が十分に行われていない。</p> <p>c) 職員一人ひとりについて、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定されていない。</p>	a	「保育士の階層別役割と研修計画」を基に、一人ひとりの職員のもつ技量を考慮して研修を行っている。
<p>Ⅱ-2-(3)-③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 研修成果の評価が定期的に行われるとともに、次の研修計画に反映されている。</p> <p>b) 研修成果の評価が定期的に行われているが、次の研修計画に反映されていない。</p> <p>c) 研修成果の評価が定期的に行われていない。</p>	a	外部研修を受けたときは研修内容を職員会議で報告し、復命書を回覧している。また、次の研修計画に反映させている。

第三者評価・共通基準(山崎北保育園)

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
<p>Ⅱ-2-(4) 実習生の受入れが適切に行われている。</p> <p>Ⅱ-2-(4)-① 実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】</p> <p>a) 実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。</p> <p>b) 実習生の受入れと育成について体制を整備しているが、効果的な育成プログラムが用意されていない等、積極的な取組には至っていない。</p> <p>c) 実習生の受入れと育成について体制を整備しておらず、実習生を受入れていない。</p> </div>	a	<p>実習生を受け入れる場合は目的を明確にしてプログラムを立て、オリエンテーションにより注意事項等を説明し実習を行うようにしている。</p>

第三者評価・共通基準(山崎北保育園)

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
<p>Ⅱ-3 安全管理</p>		
<p>Ⅱ-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。</p>		
<p>Ⅱ-3-(1)-① 緊急時(事故、感染症の発生時など)における利用者の安全確保のための体制が整備されている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 事故、感染症の発生時などの緊急時に、子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し機能している。</p> <p>b) 事故、感染症の発生時などの緊急時に、子どもの安全確保のために、組織として体制を整備しているが、十分に機能していない。</p> <p>c) 事故、感染症の発生時などの緊急時に、子どもの安全確保のために、組織として体制を整備していない。</p>	<p>a</p>	<p>安全管理や衛生管理、事故防止、危機管理マニュアルに加え、部屋・遊具などの日常点検表が作られている。また、安全管理者、安全点検者、事故防止委員会など体制が整備されている。</p>
<p>Ⅱ-3-(1)-② 災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 地震、津波、大雪などの災害に対して、子どもの安全確保のための取組を積極的に行っている。</p> <p>b) 地震、津波、大雪などの災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。</p> <p>c) 地震、津波、大雪などの災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。</p>	<p>a</p>	<p>地震・津波防災マニュアルが整備され、災害発生時の組織体制や関係連絡先、色々な保育場面での対応順序などが記載されている。また、場所ごとの火災や地震を想定した年齢別の避難訓練が毎月行われている。</p>
<p>Ⅱ-3-(1)-③ 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の検討を行い実行している。</p> <p>b) 子どもの安全を脅かす事例を組織として収集しているが、要因分析と対応策の検討が十分ではない。</p> <p>c) 子どもの安全を脅かす事例を組織として収集していない。</p>	<p>a</p>	<p>ヒヤリハット事例があれば要因を分析し、報告書へ記載し、対応方法を講じている。また事故・けが等があれば直ちに報告し、対応策を講じ保護者に説明するようにしている。</p>

第三者評価・共通基準(山崎北保育園)

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
------	-----------------	-------

Ⅱ-4 地域との交流と連携

Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

<p>Ⅱ-4-(1)-① 利用者地域とのかかわりを大切にしている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っている。</p> <p>b) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。</p> <p>c) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。</p>	<p>a</p>	<p>子どもと地域との交流を図るため、地域の小学校と交流会を行ったり小学生の職場体験を受け入れたりして一緒に遊ぶ機会をつくっており、また園の子ども達は小学校のプールを使わせてもらっている。地域の未就園児の保護者を対象に子育て支援の講座を月2回開催したり、園児たちが市の運動会や文化祭、敬老会などに参加している。</p>
<p>Ⅱ-4-(1)-② 事業所が有する機能を地域に還元している。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 保育所が有する機能を、地域の保護者や子どもに開放・提供する取組を行っている。</p> <p>b) 保育所が有する機能を、地域の保護者や子どもに開放・提供する取組を行っているが、十分ではない。</p> <p>c) 保育所が有する機能を、地域の保護者や子どもに開放・提供する取組を行っていない。</p>	<p>a</p>	<p>地域の保護者や子どもが保育園に遊びに来る機会をつくっている。また園のパンフレットやホームページで園の様子や行事などを知ってもらうようにしている。</p>
<p>Ⅱ-4-(1)-③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) ボランティアを受入れるに当たり、受入れの意義や方針が全職員に理解され、受入れの担当者も決められている。</p> <p>b) ボランティアを受入れるに当たり、受入れの意義や方針が全職員に理解されているが、受入れの担当者が決められていない。</p> <p>c) ボランティアを受入れるに当たり、受入れの意義や方針が全職員に理解されていない。</p>	<p>a</p>	<p>ボランティア受入れマニュアルが作成され、受け入れの意義やすすめ方などが記載され、職員にも周知されている。</p>

第三者評価・共通基準(山崎北保育園)

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
<p>Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。</p>		
<p>Ⅱ-4-(2)-① 必要な社会資源を明確にしている。</p> <p>【判断基準】 a) 保育所の役割や機能を達成するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報が職員間で共有されている。 b) 保育所の役割や機能を達成するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示しているが、その情報が職員間で共有されていない。 c) 保育所の役割や機能を達成するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。</p>	<p>a</p>	<p>園にとって必要となる関係機関について、機能や連絡方法が体系的に明示され、職員間で共有されている。</p>
<p>Ⅱ-4-(2)-② 関係機関等との連携が適切に行われている。</p> <p>【判断基準】 a) 関係機関・団体と定期的な連携の機会を確保し、具体的な課題や事例等の検討を行っている。 b) 関係機関・団体と定期的な連携の機会を確保しているが、具体的な課題や事例等の検討は行っていない。 c) 関係機関・団体と定期的な連携の機会を確保していない。</p>	<p>a</p>	<p>園児の状況を観察して医療機関や保健センター、児童相談所、小学校などと連携して児童虐待の早期発見や虐待の予防に努める等している。</p>

第三者評価・共通基準(山崎北保育園)

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズを把握している。 【判断基準】 a) 地域の具体的な福祉・子育てニーズを把握するための取組を行っている。 b) 地域の具体的な福祉・子育てニーズを把握するための取組を行っているが、十分ではない。 c) 地域の具体的な福祉・子育てニーズを把握するための取組を行っていない。	a	岩出市役所からの子育ての情報や、園で実施している子育て支援や子育て相談の中から地域の福祉・子育てのニーズを把握している。
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。 【判断基準】 a) 把握した福祉・子育てニーズに基づいた事業・活動の計画があり、実施されている。 b) 把握した福祉・子育てニーズに基づいた事業・活動の計画があるが、実施されていない。 c) 把握した福祉・子育てニーズに基づいた、事業・活動の計画がない。	a	把握した地域の福祉・子育てニーズに基づき、0歳児保育や子育て支援事業、一時預かりなどを実施している。

第三者評価・共通基準(山崎北保育園)

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
------	-----------------	-------

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

<p>Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重したサービスについて共通の理解をもつための取組を行っている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 一人ひとりの子どもを尊重した保育について基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解を持つための取組が行われている。</p> <p>b) 一人ひとりの子どもを尊重した保育について基本姿勢が明示されているが、組織内で共通の理解を持つための取組は行っていない。</p> <p>c) 一人ひとりの子どもを尊重した保育について基本姿勢が明示されていない。</p>	a	<p>保育理念の中で一人ひとりの子どもを大切にする保育についての基本姿勢を明示し、職員間で共通の理解をもつよう取り組んでいる。</p>
---	---	---

<p>Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 子ども・保護者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行っている。</p> <p>b) 子ども・保護者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、職員に周知する取組が十分ではない。</p> <p>c) 子ども・保護者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。</p>	a	<p>子ども・保護者のプライバシー保護マニュアルを作成し職員に周知を図っており、子ども着替え等の場面については、カーテンで隠すなどの処置をしている。</p>
--	---	--

第三者評価・共通基準(山崎北保育園)

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の上昇に努めている。		
<p>Ⅲ-1-(2)-① 利用者満足の上昇を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。</p> <p>b) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。</p> <p>c) 利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。</p>	a	職員は児童の送迎時など保護者に接する機会があれば、保護者の意向を聞くようにしており、また玄関に意見箱を設置している。保育への不満や意見が出されれば、職員間で検討の上、改善するようにしている。

第三者評価・共通基準(山崎北保育園)

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
<p>Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。</p> <p>Ⅲ-1-(3)-① 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 保護者が相談したり意見を述べたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。</p> <p>b) 保護者が相談したり意見を述べたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。</p> <p>c) 保護者が相談したり意見を述べたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境が整備されていない。</p>	a	意見や苦情についての受付担当者や責任者を掲示すると共に意見箱を置いている。また保護者会に園長が出席してその都度相談や意見等を受けている。
<p>Ⅲ-1-(3)-② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。</p> <p>b) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。</p> <p>c) 苦情解決の仕組みが確立していない。</p>	a	苦情解決要綱を作成し、苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員会の体制を整備し、保護者等に周知している。苦情が出された場合は対応のプロセス表により職員間で協働し結果を出し、苦情を申し出た保護者には了解の上で個人情報に関するものを除き、苦情内容や解決結果をホームページで公開している。
<p>Ⅲ-1-(3)-③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 保護者からの意見等に対する姿勢に基づく対応マニュアルを整備し、迅速に対応している。</p> <p>b) 保護者からの意見等に対する姿勢に基づく対応マニュアルを整備しているが、迅速に対応していない。</p> <p>c) 保護者からの意見等に対する姿勢に基づく対応マニュアルを整備していない。</p>	a	保護者からの意見等には意見・要望・クレームの対応プロセス表を作成し、それに沿って迅速に対応している。

第三者評価・共通基準(山崎北保育園)

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
Ⅲ-2 サービスの質の確保		
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。		
<p>Ⅲ-2-(1)-① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 保育・保育サービスの質について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制が整備され機能している。</p> <p>b) 保育・保育サービスの質について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制が整備されているが、十分に機能していない。</p> <p>c) 保育・保育サービスの質について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制が整備されていない。</p>	b	保育サービスの質の評価について、本年度に保育士の自己評価チェックリストに基づく評価と、自己評価シートによる評価が行われているがいずれも初めての評価である。
<p>Ⅲ-2-(1)-② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 評価結果を分析し、明確になった園の良さや組織として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。</p> <p>b) 評価結果を分析し、園の良さや組織として取り組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでに至っていない。</p> <p>c) 評価結果を分析し、組織として取り組むべき課題を明確にしていない。</p>	b	評価結果を分析して課題を明らかにし改善策を作成するまでは至っていない。

第三者評価・共通基準(山崎北保育園)

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
<p>Ⅲ-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。</p> <p>Ⅲ-2-(2)-① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】</p> <p>a) 提供する保育について、標準的な実施方法が文書化され、それに基づいた保育が実施されている。</p> <p>b) 提供する保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それに基づいた保育の実施が十分ではない。</p> <p>c) 提供する保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。</p> </div>	a	<p>保育に関連するマニュアル類が入所時の書類や事故、感染症、防災など数多くの分野に亘り作成されており、それに沿ったサービスの実施に努めている。</p>
<p>Ⅲ-2-(2)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】</p> <p>a) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みに従って検証・見直しを行っている。</p> <p>b) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。</p> <p>c) 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。</p> </div>	a	<p>マニュアル類の見直しは職員や保護者の意見や提案を反映させて職員会議等で行っている。</p>

第三者評価・共通基準(山崎北保育園)

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
<p>Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。</p> <p>Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。</p> <p>【判断基準】 a) 一人ひとりの子どもの発達状況、保育目標、生活状況についての記録があり、それぞれの子どもに関係する全職員に周知されている。 b) 一人ひとりの子どもの発達状況、保育目標、生活状況についての記録はあるが、それぞれの子どもに関係する全職員に周知されていない。 c) 一人ひとりの子どもの記録がない。</p>	a	一人ひとりの子どもの発達状況や保育目標、生活状況などの記録があり、関係する職員に周知している。また指導計画に基づく保育が実施されていることを記録により確認することが出来る。
<p>Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。</p> <p>【判断基準】 a) 子どもに関する記録管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。 b) 子どもに関する記録管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。 c) 子どもに関する記録管理について規程が定められていない。</p>	a	個人情報保護マニュアルに子どもに関する記録の保管・保存・廃棄について規定しており、個人情報は適切に管理されている。また書類の保存年数についての規程も作成されている。
<p>Ⅲ-2-(3)-③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。</p> <p>【判断基準】 a) 一人ひとりの子どもの状況について話し合うためのケース会議を定期的かつ必要に応じて開催している。 b) 一人ひとりの子どもの状況について話し合うためのケース会議を必要に応じて開催しているが、定期的には開催していない。 c) 一人ひとりの子どもの状況について話し合うためのケース会議を開催していない。</p>	a	ケース会議を定期的に行い、子どもや保護者の個別のケースについて職員間で話し合い、保育の内容や課題、支援のあり方などの情報を職員間で共有している。

第三者評価・共通基準(山崎北保育園)

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
Ⅲ-3 サービスの開始・継続		
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
<p>Ⅲ-3-(1)-① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 利用希望者が園を選択するために必要な情報を積極的に提供している。</p> <p>b) 利用希望者が園を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。</p> <p>c) 利用希望者が園を選択するために必要な情報を提供していない。</p>	a	<p>当園の保育理念や目標、園の1日の流れ、年間行事などを写真を使って分かりやすく説明したパンフレットを作成し、市役所にも置いている。また園のホームページで公開しており、見学を希望すればそれに応じている。</p>
<p>Ⅲ-3-(1)-② サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 保育・保育サービスの開始にあたり、組織が定める様式に基づき保護者等にわかりやすく説明を行っている。</p> <p>b) 保育・保育サービスの開始にあたり、組織が定める様式に基づき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。</p> <p>c) 保育・保育サービスの開始にあたり、組織が定める様式に基づき保護者等に説明を行っていない。</p>	a	<p>入園に当っては園の理念・方針・目標や年齢別の1日の保育の流れ、行事予定などを写真や絵を使って分かりやすく書いた資料を用意して保護者に説明し、同意を得ている。</p>

第三者評価・共通基準(山崎北保育園)

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
<p>Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。</p> <p>Ⅲ-3-(2)-① 事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】</p> <p>a) 保育サービスや保育所の変更等にあたり保育の継続性に配慮している。</p> <p>b) 保育サービスや保育所の変更等にあたり保育の継続性への配慮が、十分ではない。</p> <p>c) 保育サービスや保育所の変更等にあたり保育の継続性に配慮していない。</p> </div>	a	<p>保育所の変更については市役所が取り扱うことになっており、保護者から聴取してもらい、変更先の保育所へは必要な情報提供をしている。</p>

第三者評価・共通基準(山崎北保育園)

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
Ⅲ-4 サービス実施計画の策定		
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
Ⅲ-4-(1)-① 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。		
<p>【判断基準】</p> <p>a) 子どもや保護者の身体状況や、生活状況等を正確に把握しており、定められた手順に従って計画的なアセスメントを行っている。</p> <p>b) 子どもや保護者の身体状況や、生活状況等を正確に把握しているが、定められた手順に従ってアセスメントを行っているが、十分ではない。</p> <p>c) 子どもや保護者の身体状況や、生活状況等を正確に把握しておらず、アセスメントの手順を定めていない。</p>	a	<p>子どもや保護者の状況や生活状況を調査・記載した児童票を作成しアセスメントを行っている。アセスメントは児童の成長や保護者の就労状況等に変化があれば見直している。なお虐待が疑われる子どもについては、チェック表を用意して早期発見に努めている。</p>

第三者評価・共通基準(山崎北保育園)

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-4-(2)-① サービス実施計画を適切に策定している。 【判断基準】 a) 子ども一人ひとりに着目した指導計画策定のための体制が確立しており、実際に機能している。 b) 子ども一人ひとりに着目した指導計画策定のための体制が確立しているが、十分に機能していない。 c) 子ども一人ひとりに着目した指導計画策定のための体制が確立していない。	a	保育過程に基づいて年齢別に長期・短期の指導計画が作成され機能している。
Ⅲ-4-(2)-② 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。 【判断基準】 a) 指導計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。 b) 指導計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。 c) 指導計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。	a	月案、週案、保育日誌を施設長に提出し保育記録の確認や担当者からの報告が行われており、評価した結果は次の計画に生かされている。

第三者評価・種別専門基準(山崎北保育園)

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
A-1 保育所保育の基本		
A-1-(1) 養護と教育の一体的展開		
<p>A-1-(1)-① 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 保育課程が、保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、家庭及び地域の実態に即してよく編成されている。</p> <p>b) 保育課程が、保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、家庭及び地域の実態に即して編成されているが、改善が必要である。</p> <p>c) 保育課程が、保育の方針や目標に基づき、発達過程や家庭及び地域の実態に即して編成されていない。</p>	a	<p>保育課程が、保育指針の趣旨や役割、園の保育方針や保育目標に基づき、子どもの発達過程や生活の連続性、子どもを取り巻く環境に配慮しながら全職員の参画のもと立案されており、状況に応じて定期的な見直し、改訂も行われている。</p>
<p>A-1-(1)-② 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 適切な環境が整備され、保育の内容や方法が十分配慮されている。</p> <p>b) 適切な環境が整備され、保育の内容や方法が配慮されているが、改善が必要である。</p> <p>c) 適切な環境や保育の内容・方法ともに配慮されていない。</p>	a	<p>乳児室を改修し明るく衛生的で安全な環境が整備されている。特定の保育士との継続的な関わりが保てるように担当制を取り入れ、一人ひとりの発達段階に応じた関わりに心掛けている。また、SIDS対策等にも積極的な取り組みがなされている。</p>
<p>A-1-(1)-③ 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 適切な環境が整備され、保育の内容や方法がよく配慮されている。</p> <p>b) 適切な環境が整備され、保育の内容や方法が配慮されているが改善が必要である。</p> <p>c) 適切な環境や保育の内容・方法ともに配慮されていない。</p>	a	<p>子ども一人ひとりの心身の状況を細かく把握し、基本的な生活習慣が身に付くように丁寧な関わりを心掛けている。また、1・2歳児のリトミック等、子どもの気持ちを大切にしながらも様々な活動に取り組んでいる。</p>

第三者評価・種別専門基準(山崎北保育園)

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
<p>A-1-(1)-④ 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 適切な環境が整備され、保育の内容や方法が十分配慮されている。</p> <p>b) 適切な環境が整備され、保育の内容や方法が配慮されているが改善が必要である。</p> <p>c) 適切な環境や保育の内容・方法ともに配慮されていない。</p>	a	<p>個々の発達段階を踏まえながら、基本的な生活習慣の定着を図ると共に、子ども自身が自ら積極的に参加できるように、年齢に応じた遊びや体験活動の場を考えた保育に取り組んでいる。</p>
<p>A-1-(1)-⑤ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに十分配慮されている。</p> <p>b) 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されているが、改善が必要である。</p> <p>c) 小学校との連携や就学を見通した計画や、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されていない。</p>	a	<p>小学校に隣接しているという立地条件を活かし、相互訪問や交流会、夏にはプールを利用させてもらったりと日頃より継続的な関わりがなされており、小学校での生活を見通すことの出来る機会にめぐまれている。また、保育所児童保育要録も保護者の理解のもと送付されている。</p>

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
<p>A-1-(2) 環境を通して行う保育</p> <p>A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が十分整備されている。</p> <p>b) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されているが、改善が必要である。</p> <p>c) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことができるような人的・物的環境が整備されていない。</p>	a	<p>子どもの生活が安定し、活動がスムーズにできるように保育者の温かな見守りや関わり、快適な室内環境（採光、室温、換気）への配慮がなされている。また、危険防止のため遊具のチェックリストを作成し定期的に安全点検が行われている。</p>
<p>A-1-(2)-② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 基本的な生活習慣を身につけ、身体的な活動ができるような環境が十分整備されている。</p> <p>b) 基本的な生活習慣を身につける環境や身体的な活動ができるような環境が整備されているが、改善が必要である。</p> <p>c) 基本的な生活習慣を身につけたり身体的な活動ができるような環境が整備されていない。</p>	a	<p>子ども一人ひとりのリズムを把握し、気持ちを大切にしながら、一人ひとりに応じた基本的な生活習慣の確立に取り組んでいる。また、園庭が広いので、進んで戸外にでて十分に体を動かすことができている。</p>
<p>A-1-(2)-③ 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 子どもが主体的に活動したり、友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が十分整備されている。</p> <p>b) 子どもが主体的に活動したり、友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されているが、改善が必要である。</p> <p>c) 子どもが主体的に活動したり、友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されていない。</p>	a	<p>子どもの発達段階に即した環境づくりや、子ども自身で遊びの選択が自由にできる場が確保されている。また、定期的に異年齢でのグループ別縦割り保育や合同保育がなされ、様々な人間関係の基礎の学びを得ることのできる取り組みがなされている。</p>

第三者評価・種別専門基準(山崎北保育園)

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
<p>A-1-(2)-④ 子どもが主体的に身近な自然や社会とかがわれるような人的・物的環境が整備されている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 子どもが主体的に身近な自然や社会とかがわれるような人的・物的環境が十分整備されている。</p> <p>b) 子どもが主体的に身近な自然や社会とかがわれるような人的・物的環境がどちらかといえば整備されている。</p> <p>c) 子どもが主体的に身近な自然や社会とかがわれるような人的・物的環境が整備されていない。</p>	a	<p>豊かな立地条件を活かし、自然と触れ合える機会を多く持ち、散歩や自然物での遊び、小動物の飼育、造形活動、菜園活動等年齢に即した計画がなされ、地域の人々との触れ合いや社会体験が得られる活動の取り組みが出来ている。</p>
<p>A-1-(2)-⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 豊かな言語環境や様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が十分整備されている。</p> <p>b) 言語環境や様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されているが、改善が必要である。</p> <p>c) 言語環境や様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されていない。</p>	a	<p>地域の図書館より毎月沢山の絵本や紙芝居を借入れ、継続的な絵本の読み聞かせを実施したり、園の絵本を子ども達に貸し出す等、話し言葉や文字に触れる機会を多く持っている。また、日々の行事を通して様々な表現活動の取り組みがなされている。</p>

第三者評価・種別専門基準(山崎北保育園)

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
<p>A-1-(3) 職員の資質向上</p> <p>A-1-(3)-① 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】</p> <p>a) 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が十分図られている。</p> <p>b) 保育士等が自己評価に取り組んでいるが、保育の改善が図られていない。</p> <p>c) 保育士等が主体的に自己評価に取り組んでいない。</p> </div>	b	<p>学期末ごとの保育の振り返りや、保育参観前の職員相互の公開保育を通して自身の保育を見直す機会を設けているが、今後、定期的に「保育士チェックリスト」等を有効活用して、保育士の自己評価、それを踏まえた保育園の自己評価等に取り組まれる事が望まれる。</p>

第三者評価・種別専門基準(山崎北保育園)

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
<p>A-2 子どもの生活と発達</p> <p>A-2-(1) 生活と発達の連続性</p>		
<p>A-2-(1)-① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 子ども一人ひとりを受容した保育内容や保育士の援助が適切に行われている。</p> <p>b) 子ども一人ひとりを受容した保育内容や保育士の援助が行われているが改善が必要である。</p> <p>c) 子ども一人ひとりを受容した保育内容や保育士の援助が行われていない。</p>	a	<p>子ども一人ひとりの家庭環境や違いを細かく把握し、一人ひとりに応じた関わりや援助ができているか、職員間で常に話し合い、子どもの理解を深めるよう、努めている。</p>
<p>A-2-(1)-② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に十分な配慮がみられる。</p> <p>b) 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育内容に配慮がみられるが改善が必要である。</p> <p>c) 障害のある子どもが安心できる保育環境や保育内容について、配慮されていない。</p>	a	<p>発達に遅れの見られる子どもの受け入れにも柔軟に対応し、市や保健センター、保護者と連携し、個人記録を基に子どもが安心して生活できる環境や保育内容に配慮している。</p>
<p>A-2-(1)-③ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法が配慮されている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に十分配慮されている。</p> <p>b) 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されているが改善が必要である。</p> <p>c) 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されていない。</p>	a	<p>一日の生活を見通して、家庭的な雰囲気づくりや自由に遊びのできる環境、子どもの状況についての職員間での伝達等が適切に行われている。</p>

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
------	-----------------	-------

A-2-(2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場

<p><u>A-2-(2)-① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。</u></p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 子どもの健康管理は、マニュアルや保健計画などで全職員が共通理解し、子ども一人ひとりの健康状態に応じて適切に実施している。</p> <p>b) 子ども一人ひとりの健康状態に応じて健康管理を実施しているが、マニュアルや保健計画などはなく改善が必要である。</p> <p>c) 子ども一人ひとりの健康状態に応じた健康管理を、実施していない。</p>	<p>a</p>	<p>常駐の看護師の指導の下、年間保健計画やマニュアル等が整備されており、保護者からの情報提供や日常の視診、子どもの体調変化、けが等に、適切できめ細やかな対応がなされている。</p>
<p><u>A-2-(2)-② 食事を楽しむことができる工夫をしている。</u></p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 食事を楽しむことができるよう適切な環境設定や工夫をしている。</p> <p>b) 食事を楽しむことができるよう環境設定や工夫をしているが、改善が必要である。</p> <p>c) 食事を楽しむことができるよう環境設定や工夫をしていない。</p>	<p>a</p>	<p>食事をみんなで楽しむことができるように、雰囲気づくりや食の大切さ、身近な食材についての話し合い、年齢に応じた当番活動等を通して、食への関心を高める取り組みが行われている。</p>
<p><u>A-2-(2)-③ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。</u></p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理が十分工夫されている。</p> <p>b) 子どもの喫食状況を把握し、献立の作成・調理が工夫されているが、改善が必要である。</p> <p>c) 子どもの喫食状況を把握せず、献立の作成・調理の工夫がされていない。</p>	<p>a</p>	<p>栄養士、調理員がそれぞれクラスに入り、様子をみたり一緒に食べたりして、子どもの喫食状況や好みを把握して献立作成に活かしたり、アレルギーや体調不良等の子どもの食事にも柔軟に対応している。また、離乳食から普通食の間の完了食という期間を大切にし、一人ひとりに合わせた工夫がされている。</p>

第三者評価・種別専門基準(山崎北保育園)

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
<p>A-2-(2)-④ 健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】</p> <p>a) 健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、保育に十分反映させている。</p> <p>b) 健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、保育に反映させているが、改善が必要である。</p> <p>c) 健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達せず、保育に反映させていない。</p> </div>	a	<p>健康診断・歯科健診の結果は記録すると共に、職員に周知され、保護者にも伝えている。要観察があればその後の対応に配慮したり、年齢に応じた身体への関心をもつ保育の取り組みがなされている。</p>

第三者評価・種別専門基準(山崎北保育園)

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
------	-----------------	-------

A-2-(3) 健康及び安全の実施体制

<p>A-2-(3)-① アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、専門的な指示を受け、保護者と連携し、適切に対応している。</p> <p>b) アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、専門的な指示を受け対応しているが改善が必要である。</p> <p>c) アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、専門的な指示を受けず、適切に対応していない。</p>	<p>a</p>	<p>アレルギー疾患・慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を保護者から確認、あるいは書面で提出してもらっている。また、献立の食材表を予め配布して確認してもらい代替食の提供や提供時の配慮等、職員間で共有しながら取り組んでいる。</p>
<p>A-2-(3)-② 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 調理場、水周りなどの衛生管理のためのマニュアルがあり、常に清潔に保つなど適切に実施されている。</p> <p>b) 調理場、水周りなどの衛生管理のためのマニュアルはあるが、適切に実施されず改善が必要である。</p> <p>c) 調理場、水周りなどの衛生管理のためのマニュアルがなく、適切に実施されていない。</p>	<p>a</p>	<p>衛生管理マニュアル・食中毒の対応マニュアルなどを整備し、職員にも周知すると共に、日々の管理に細心の注意がはらわれ、定期的な見直し等が行われている。</p>

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
------	-----------------	-------

A-3 保護者に対する支援

A-3-(1) 家庭との緊密な連携

<p>A-3-(1)-① 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 食を通して、保護者が食育に関心を持てるような十分な取組をしている。</p> <p>b) 食を通して、保護者が食育に関心を持てるような具体的な取組をしているが、改善が必要である。</p> <p>c) 食を通して、保護者が食育に関心を持てるような具体的な取組をしていない。</p>	<p>a</p>	<p>年間の食育計画に基づいて、毎月の食育だよりや献立表を配布すると共に、その日の献立のサンプルを乳児食、幼児食別に展示している。また、給食参観等で日頃の状況を保護者に観て貰ったり伝えたりする取り組みがなされている。</p>
<p>A-3-(1)-② 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 送迎の際の対話や連絡帳への記載などの日常的な情報交換に加えて、別の機会を設けて相談に応じたり個別面談などを行っている。</p> <p>b) 送迎の際の対話や連絡帳への記載などの日常的な情報交換や、個別面談などは行っているが、改善が必要である。</p> <p>c) 送迎の際の対話や連絡帳への記載などの日常的な情報交換や、個別面談などは行っていない。</p>	<p>a</p>	<p>連絡帳に子どもの様子を記入したり、クラスだよりや送迎時の情報交換、保育室の前にその日の主な活動の様子を掲示する等、連絡を密にするための取り組みや、保護者への個別の対応が丁寧に行われている。</p>
<p>A-3-(1)-③ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者の保育参加など、保護者と共通理解を得るための機会を十分に設けている。</p> <p>b) 懇談会などの話し合いの場を設けているが、保護者と共通理解を得るためには改善が必要である。</p> <p>c) 懇談会などの話し合いの場、保護者と共通理解を得るための機会を設けていない。</p>	<p>b</p>	<p>保育参観・保育参加・懇談会等の機会を設けて、子どもの様子をより深く知ってもらうための取り組みがなされているが、まだ少し、園側の意図が伝わりにくい面もあるようで、さらなる共通理解を得るために努められるよう期待したい。</p>

第三者評価・種別専門基準(山崎北保育園)

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
<p>A-3-(1)-④ 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】</p> <p>a) 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われている子どもの早期発見及び虐待の予防に積極的に努めている。</p> <p>b) 虐待に対応できる保育所内の体制の下、虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努めているが、取り組みの改善が必要である。</p> <p>c) 不適切な養育や虐待を疑われる子どもの早期発見や虐待の予防に努めていない。</p> </div>	a	<p>虐待についての学びや、受け入れ時や日常の保育の中での気づきを大切に職員間での連携を密にし、早期発見や予防に努めている。また、虐待の疑いがもたれた時は、迅速な対応ができるよう、市、児童相談所等との連携を密にしている。</p>